

エスツー エスツークラウド サービス利用約款

株式会社エスツーが提供するパブリック型クラウドサービス「エスツークラウド」の内容やその申込方法等については、このエスツー エスツークラウド サービス利用約款で定めています。別途定めるエスツーサーバ利用基本約款および本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、「エスツークラウド」のサービスの利用をお断りしますので、申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。また、株式会社エスツーとパートナー契約を交わした者は、各自の顧客に「エスツークラウド」を利用させる際に、このサービス利用約款を遵守させるよう努めてください。

第1条【本サービス利用約款の目的】

本サービス利用約款は、本サービスの内容及び申し込み方法等について定めることを目的とします。

第2条【定義】

1. 「本約款」 エスツー エスツークラウド サービス利用約款
2. 「甲」 株式会社エスツー
3. 「乙」 利用申込者又は企業
4. 「本サービス」 株式会社エスツーが提供するエスツークラウドサービス
5. 「本契約」 エスツークラウドのサービス利用契約
6. 「会員」 エスツークラウド利用契約に基づき本サービスの提供を受ける者
7. 「通知等」 甲が乙に対して行う通知又は告知
8. 「個人識別情報」 甲が乙に提供する ID・パスワード等本サービスを利用するために必要となる個人を識別できる情報

第3条【利用申込の成立とサービスの開始】

1. 本サービスを申し込むときは乙が本約款を承諾の上、甲の申し込みフォームもしくは書面による利用申込書に必要事項を記入の上、甲に提出することによりおこなうものとします。
2. 甲が乙の申込みを受け付けた場合、乙に対し受け付けた旨を甲が電子メール、書面または甲が合理的と思われる方法により通知します。
3. 甲は、乙に申込み内容に関して本人確認等のための資料の提出を求めることがあります。
4. 乙が申込みをし、甲が申込み受諾を通知時点で、本契約が成立したものとします。

5. 本契約の成立をもって、乙は本サービスの会員となります。
6. 甲は、本サービスの提供を、利用契約が成立し、甲が会員に対し電子メールによりログイン情報を送付した日から概ね3営業日後、もしくは書面による通知書に記載された利用開始日から開始します。

第4条【申込みの拒否】

1. 甲は、次の場合には乙の本サービスの利用申込みを認めないことがあります。
 - イ) 過去に甲の提供するサービスへの約款違反等により、乙に対し資格の取り消し、除名処分が行なわれていることが判明した場合
 - ロ) 甲の指定する手続きでの申し込みを乙が行わなかった場合
 - ハ) 乙が甲の提示する利用料金などの支払いを怠る恐れがあることが明らかなる場合
 - ニ) 乙が本サービスを利用することにより本サービス、システムの運営上、その妨げとなる可能性があるとして甲が判断した場合
 - ホ) 甲の競合他社等が甲の業務内容を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
 - ヘ) 乙の故意又は過失によって甲に何らかの不利益が生じた場合
 - ト) 乙が本サービスの運営を妨害した場合
 - チ) 乙が本サービスに掲載されている情報の改ざんを行った場合
 - リ) 乙が甲の許可なく本サービスを利用した営業活動を行った場合
 - ヌ) 乙が本サービスの個別識別情報を不正に使用した場合
 - ル) 乙が本サービスを甲の許可なく他の本サービスの利用者または第三者に使用させた場合
 - ヲ) 乙が本約款で規定する禁止行為を行った場合
 - リ) 乙が本約款のいずれかの条項に違反した場合
 - カ) その他、甲が独自の判断基準で乙の本サービスの利用が甲及び乙以外の利用者に不利益であると判断した場合
2. 甲は、前項の規定により本サービスの申込みを認めない場合は、すみやかに乙へ通知するものとします。なお、甲はその理由を開示する義務を負いません。

第5条【提供するサービスの内容】

本サービスが提供するサービスは仮想サーバの基本ユニット、ストレージおよびネットワークを他の会員と共同して利用するサービスです。なお本サービス内容の詳細、料金等については、本サービスに関する甲のウェブサイトに掲載するものとします。

第6条【サポート】

1. 甲は、第5条のサービスに付随して、会員からの問い合わせを随時受け付け回答するとともに、問い合わせ事項の解決に向けたサポートを行います。
2. 会員からの問い合わせの解決のため別途費用がかかる場合を除き、上記サポートは原則無償とします。

第7条【管理義務】

1. 会員は、甲から発行されたログイン情報を適切に管理する義務を負います。
2. 過失無過失を問わず、甲の責に帰すことのできない形でログイン情報が他者に利用された場合、甲は一切の責任を負うことはないものとします。
3. ホームページデータやメールBOX内のメールデータ等、会員が甲の設備に登録したもしくは本サービスを利用してやりとりをしている電子データに関しては、定期的なバックアップやダウンロードなど、会員自身が適切に管理、保管するものとします。甲はこれを保護、保管、再現するいかなる義務も負わないものとします。
4. 会員は、本サービスの利用において発生した第三者との紛争に関しては自己責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 本契約が終了したとき、甲は、本契約終了後14日経過した時点で甲管理下のサーバ内に記録されている当該会員に関わる一切のデータ（顧客登録情報を除く）を削除します

第8条【サービス利用料】

1. 本サービスの利用料は完全従量制とし、金額および計算方法については甲のウェブサイトに掲載します。
2. 会員は利用料とその消費税相当額を加算した額を甲へ支払うものとします。
3. 物価の変動等により、甲は契約期間内でも利用料を変更することができるものとします。

第9条【支払】

1. 会員は、当該月のサービス利用料を翌月の末日までに支払うものとします。
2. 支払い方法は次の通りとします。
 - イ) 郵便局・銀行等からの振り込み（振込手数料は会員の負担とします）
 - ロ) 会員が保有するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の定めにもとづいた引き落とし（当社が認めるクレジットカード会社のみ）
3. クレジットカードによる支払いの場合は課金開始日の属する月の翌月のクレ

- ジット会社が指定する日に引き落とし処理を行います。
4. 引き落としができなかった場合は、甲は直ちに本サービスの提供を停止します。
 5. 引き落とせなかった料金については、会員は甲から指示された方法ですみやかに支払うものとします。
 6. 甲は、会員が本サービスの継続を希望し、かつ会員からの前項の支払いを確認した場合には、直ちに本サービスの提供を再開します。

第 10 条【遅延損害金】

会員は、利用料等の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から元本に対して年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 11 条【契約事項の変更の届出】

1. 会員は、申込みの際の記載事項に変更があった場合は、電子メールまたは書面により 14 日以内に甲へ届け出るものとします。
2. 甲は、前項の不履行により会員もしくは第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。また、その不履行により甲からの通知が届かない、ないしは遅れた場合でも、甲はその通知が会員へ通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。
3. 前二項の規定は第 12 条で定める本契約の地位の継承者にも適用されることとします。

第 12 条【契約の継承】

1. 個人である会員が死亡した場合、本契約は終了するものとします。ただし、相続した日から 14 日以内にその相続人が甲の定める継承届けを提出した場合、その相続人 1 名にかぎり、本契約上の地位を承継できるものとします。
2. 法人である会員が合併または吸収された場合、合併または吸収した法人が本契約上の地位を継承するものとします。

第 13 条【利用権譲渡等の禁止】

会員は、甲の承諾なしに本サービスの会員として有する権利を第三者に譲渡、使用、もしくはこれに類する行為、または質権の設定等その他担保に供する行為等はできないものとします。

第 14 条【最低利用期間および違約金】

本サービスにおいては最低利用期間の定め、および短期解約に伴う違約金の定

めはありません。

第 15 条【禁止事項】

会員は、本サービスを利用するにあたり、次に該当またはその恐れがある行為をすることはできません。

- イ) 本サービス上であるか否かを問わず、他の本サービスの利用者、第三者または甲の知的財産権（著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、工業所有権等）及びその他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為
- ロ) 本サービス上であるか否かを問わず、他の本サービスの利用者、第三者または甲の財産、信用、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ハ) 本サービス上であるか否かを問わず、他の本サービスの利用者、第三者または甲に不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ニ) 本サービス上であるか否かを問わず、他の本サービスの利用者、甲がコミュニティ運営を委託した者、第三者または甲を誹謗中傷する行為、または不快感を抱かせる行為
- ホ) 他の本サービス利用者または第三者の個人情報を売買または譲受にあたる行為、またはそれらのおそれのある行為
- ヘ) 公序良俗に反する行為そのおそれのある行為、またはそれを助長する行為公序良俗に反する情報を他の本サービス利用者若しくは第三者に提供する行為、未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受または掲載する行為、それらを助長する行為
- ト) 法令に違反する行為や犯罪的行為、若しくはそのおそれのある行為、あるいはそれを幫助する行為
- チ) 本サービス及びその他甲が提供するサービスの運営を妨げる行為、または甲の信用・名誉等を毀損する行為
- リ) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じてまたは本サービスに関連して使用する、若しくは提供する行為
- ヌ) 他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為
- ル) 甲の E メールサービスを利用して無差別または大量に不特定多数の者に対してその意思に反し E メール等を送信する行為、または事前に承認していない多数の送信先に対する E メール情報配信行為
- レ) IP アドレス、個人識別情報、E メールアドレス、及びドメイン名を不正に使用する行為
- リ) 本サービスを甲の許可なく第三者に利用させる行為
- カ) インターネット上で、他の本サービス利用者、第三者若しくは甲が入力した

情報を不正に改ざんする行為

- エ) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
- カ) 本サービスで知り得た情報を利用し又は第三者に流し営利活動を行う行為
- キ) 本サービスにおいて、事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- ク) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- ケ) 公職選挙法に違反する行為
- コ) その他、甲が不適切と判断する行為、及び別途禁止事項に定める内容

第 16 条【損害に対する賠償義務】

会員またはその代理人、使用人その他会員の関係者が本約款に違反する行為をおこなって甲に損害を与えた場合、会員は、甲に対してその損害を賠償しなければなりません。

第 17 条【個人情報等の保護及び法令遵守】

1. 甲は個人情報等を、原則として会員本人以外の者へ開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しません。甲が取得した会員の個人情報は、別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われます。
2. 甲は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 甲は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると甲が判断するときは、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができます。
4. 甲は、サーバ設備の故障その他のトラブル等に対処するため、契約ディレクトリ内のデータを複製することがあります。

第 18 条【サービス提供の中止】

1. 甲は、次の場合本サービスの提供を中止することがあります。
 - イ) 電気通信設備のメンテナンス、各種工事等やむを得ない場合
 - ロ) 電気通信事業法第 8 条の規定にもとづいて、天災その他の非常事態の際、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - ハ) 第 1 種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - ニ) その他、甲が必要と認める場合
2. 甲は、本サービスを中止するときは会員に対して事前に通知します。ただし、

緊急を要する場合はこの限りではありません。

3. 甲は、第 1 項にもとづき本サービスの提供を中止した場合に会員が被った損害について、いかなる賠償の責任も負いません。

第 19 条【サービス提供の停止】

1. 甲は、次の場合本サービスの提供を停止することがあります。
 - イ) 会員が料金の支払いを遅滞した場合
 - ロ) 会員が申込みの際虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ハ) 会員が本約款に違反した場合
 - ニ) その他、甲が必要と認める場合
2. 甲は、本サービスを停止するときは会員に対して事前に通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 20 条【是正の要求等】

甲は、会員が本約款に違反したと甲が認めた場合、その会員に対し、次の措置もしくはその組み合わせの措置を講ずる場合があります。なお緊急を要する場合は、会員にその旨の通知を事前にしないことがあります。

- イ) 他者との間で問題が発生した場合、解消に向けた協議を当事者間で行なうよう要求すること
- ロ) 本約款に違反する行為をやめるよう要求すること
- ハ) 本サービスを利用してインターネット上に公開した情報を削除するよう要求すること
- ニ) 事前に通知することなく、本サービスを停止すること
- ホ) 本契約を解除すること

第 21 条【サービス提供の廃止】

当社は、通信事情の変化等諸般の事情により、やむをえず一部もしくは全部のサービス品目を廃止することがあります。その際、当社は廃止する 1 カ月前までに通知をおこなうものとします。

第 22 条【会員からの契約解除】

1. 会員は、本サービスの利用期間中であっても、使用分の利用料金を甲に支払うことにより、将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、電子メールまたは書面により甲に対して解除の通知を行わなければなりません。上記方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第 23 条【甲からの契約解除】

1. 甲は、会員について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - イ) 本約款の定める義務に違背した場合
 - ロ) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合
 - ハ) 甲に対し虚偽の事実を申告した場合
- ニ) 前各号に定める場合のほか、甲が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合
2. 甲は、本条に定める解除を行った場合であっても、その会員に対する損害賠償請求権を失わないものとします。
3. 甲は、本条に定める解除を行ったときは、利用期間の残期間分の利用料金について、直ちに会員に請求することができるものとします

第 24 条【損害賠償】

1. 甲は、会員に対し、本サービスの利用により発生した一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償をする義務もないものとします。万一、甲の故意または重過失が理由で会員に損害が発生した場合は、損害賠償責任を負うものとします。その場合、会員が甲に支払ったサービス利用料金をその賠償額の上限とします。
2. 甲が会員の登録、掲載した情報を削除し、会員の資格を停止、抹消し、本サービスを停止、中断、中止等したことにつき、甲は事由のいかんを問わず一切の損害賠償義務を負わないものとします。
3. 会員が本サービスの利用によって他の本サービス利用者や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、甲に損害を与えることのないものとします。
4. 会員がメールの大量配信を行ったことにより、本サービスの運営に影響が生じた場合、「威力業務妨害」等による刑事告発又は損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5. 会員が本約款に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 25 条【反社会的勢力の排除】

1. 会員は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引

先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下同じ) が、利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- i. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」と総称します） であること
 - ii. 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること
 - iii. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有する こと
 - iv. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、甲の信用を毀損しまたは甲の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
 3. 甲は、会員が前二項のいずれかに違反したと甲が認めた場合、会員に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 4. 甲は、会員が反社会的勢力に該当すると甲が認めた場合には、会員に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、会員は速やかにこれに応じなければならないものとします。会員がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと甲が認めた場合、甲は、会員に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用 契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 26 条【準拠法】

本約款及び利用契約は、日本の法律に従って作成したものであり日本の法律に従って解釈されるものとします。

第 27 条【紛争の解決】

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない

事項が発生したときは、甲および会員は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、仙台地方裁判所または仙台簡易裁判所を管轄裁判所とします。

(附則) 1. 本約款は 2016 年 9 月 1 日から制定、施行します。

2. 2016 年 10 月 1 日 サービスの名称を「クラウドガーデン」から「エス
ツークラウド」に変更。